



(併設型定期利用)

大田区併設型定期利用保育事業保護者負担軽減補助金交付申請書

以下の事項に同意の上、添付書類を添えて、本補助金の申請を行います。

【同意事項】

- 1 本申請の審査に必要な限度において、当該児童を監護し、かつ、生計を同じくする保護者の住民記録情報、外国人登録情報及び税情報等を公簿等で区が確認すること。
2 児童の在籍及び利用料に関することを、区が施設に確認すること。
3 区が補助金額算定を行う際に、既に保護者が保育サービス課に提出している税資料等を区が利用すること。
4 交付額は、申請者(配偶者等を含む。)が利用施設・事業に納入した保育料及び食材料費の合計額と要綱に定める補助上限額を比してどちらか低い金額となること。

【添付書類】

- 1 保護者(父母等)それぞれの住民税額を確認できる書類(課税・非課税証明書等)
※4月から8月分は令和5年度のもの、9月から3月分は令和6年度のものがが必要です。
※次の方は提出不要です。
(1)4月から8月分は令和5年1月1日、9月から3月分は令和6年1月1日の住民登録が大田区の方
(2)補助対象児童が第2子以降の方
2 ひとり親の場合、ひとり親であることを証明できる資料(児童扶養手当受給証書、戸籍謄本等)

【注意事項】

- 1 「保護者が所得の申告を行っていない」「必要な税資料が提出されない」等、世帯課税額が当該年度の3月31日までに判明しない場合は補助は行いません。
2 申請内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。

※ [] 枠内は訂正できません。 申請日 令和 [] 年 [] 月 [] 日

Application form with sections for Applicant (保護者), Beneficiary Child (補助対象児童), and Remittance Account (振込口座). Includes fields for name, birth date, residence, phone number, spouse status, and account details.

各月の補助額内訳の算出方法

月の利用料と下表の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

Table showing tax amount categories (課税額区分) and their corresponding subsidy upper limits (補助上限月額) for the 1st and 2nd child.

- ※課税額区分
① 生活保護世帯、里親世帯、区市町村民税非課税世帯
② 区市町村民税均等割額のみ課税世帯
③ 区市町村民税所得割課税額128,000円未満世帯
④ 区市町村民税所得割課税額128,000円以上263,200円未満世帯
⑤ 区市町村民税所得割課税額263,200円以上500,000円未満世帯
⑥ 区市町村民税所得割課税額500,000円以上世帯

★ 次の場合は、補助上限月額が日割計算となります。

- 1 途中で、別の区市区町村へ転出する場合
ただし、転出先住所地から同様の補助金等の交付を受けられない場合は、日割り計算を行いません。
2 途中で、別の区市区町村から転入する場合
ただし、転入月末日分まで前住所地から同様の補助金等の交付を受けている場合は、当該月は交付対象としません。